

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第136条第1項の規定に基づく下記2の関係人（申請人）に対する下記3の通知を、同法第136条第2項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月26日

鳥取地方法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和8年第7号
対象土地 鳥取市南町520番
鳥取市南町521番
- 2 関係人（申請人）の氏名又は名称
小川昌子
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。